

ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 4 月 1 日からのガス事業法令改正に伴う制度変更により、平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご契約頂いているお客さまにつきましては、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させて頂くこととなります。

ガス小売の全面自由化について

● ガス小売全面自由化および「供給地点特定番号」のご説明

- ・ 平成 29 年 4 月からガス事業法が改正され、ガス小売の全面自由化が実施されることとなります。この改正により都市ガスをお使いの全てのお客さまがガスの購入先を自由に選択することができるよう制度となります。
- ・ これまで当社は、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- ・ 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。
- ・ ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号（管理番号）」（10 桁）が設定されます。
- ・ 「供給地点特定番号（管理番号）」は、「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。
※「供給地点特定番号（管理番号）」は、4 月分検針票より記載いたします。
- ・ 今後とも、室蘭ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ・ **平成 29 年 4 月以降も引き続き、室蘭ガスとご契約頂ける場合は、お手続きはございません。**

対象契約種別

一般ガス供給約款、家庭用省エネ給湯暖房セントラル契約<エコ割契約>、暖房用季節契約、空調夏期契約、時間帯別 B 契約

変更のポイント

下記①～⑩のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、建物所有者様・管理会社様・管理組合様等にご確認ください。

なお、ガス事業法令の改正に伴う用語の整理により、約款を一部変更しておりますが、**実質的な内容の変更はございません。**

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「一般ガス供給約款」から「小売供給約款」に変更致します。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の 10 日前までに事業所に掲示するなどして周知を行います。
- ③ 供給条件等の変更（契約期間の延長などを含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法により行い、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。
ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。
- ④ 料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
- ⑤ ガスの供給を停止する場合も、④と同様に 15 日前と 5 日前の 2 回通知いたします。
- ⑥ お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申し出の日以降の次回検針日から」とさせていただきます。
- ⑦ 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しております。
- ⑧ ガス工事を申し込む方は、当社が別途定める契約条件に基づき申し込みをして頂きます。
- ⑨ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求める場合があります。ご承諾頂けない場合は、ガスの使用をお断りすることがあります。
- ⑩ 保安・ガス消費機器調査のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせていただきます。

※変更後の供給条件(ガス小売供給約款)は室蘭ガス本社に掲示しておりますので、ご覧ください。
(特に書面をご希望のお客さまは、送付致しますので当社へご連絡ください。)

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、お手続きはございません。**

上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください。(解約の手続きを取らせて頂きます)

（ご参考）ご契約内容の概要について

■ 料金単価表（平成 29 年 4 月 1 日適用料金）

名 称	適用条件	区 分		基本料金	基準単位料金 (0.1 m ³ あたり)	※参考 3月調整額
		A	B			
小売供給約款 (※現行の一般ガ ス供給約款です)	なし	A	0.0~5.6 m ³	950 円 40 銭	39 円 43 銭	△3 円 8 銭
		B	5.7~46.9 m ³	1,205 円 28 銭	34 円 88 銭	
		C	47.0 m ³ ~	2,628 円 72 銭	31 円 84 銭	

名 称	適用条件	ガスメーター の 能 力	基本料金		基準単位料金 (0.1 m ³ あたり)	※参考 3月調整額
			11月及び5月	12月から4月		
暖房用季節契約	暖房機器を使用し、 暖房機器のガス使用 量を算定する専用の ガスメーターを設置 する場合	「1」 立方メートル 毎時	810 円 00 銭	1,620 円 00 銭	23 円 92 銭	△3 円 8 銭
		「1.6」, 「2」 立方メートル 毎時	1,636 円 20 銭	3,272 円 40 銭		
		「2.5」, 「3」 立方メートル 毎時	3,337 円 20 銭	6,674 円 40 銭		
		「4」, 「5」 立方メートル 毎時	5,416 円 20 銭	10,832 円 40 銭		
		「6」, 「7」, 「10」 立方メートル 毎時	9,072 円 00 銭	18,144 円 00 銭		
		「15」, 「16」 立方メートル 毎時	17,134 円 20 銭	34,268 円 40 銭		
		「25」, 「30」 立方メートル 毎時	30,996 円 00 銭	61,992 円 00 銭		
※「30」立方メートル毎時を超える能力のガスメーターについては、1立方メートル 毎時につき、3,456 円(11 月分及び 5 月分は 1,728 円)を「25」, 「30」立方メートル」 の基本料金に加算した金額といたします。						

名称	適用条件	区分		基本料金	基準単位料金 (0.1 m ³ あたり)	※参考 3月調整額
工口割契約	家庭用として「潜熱回収型給湯暖房システム」もしくは「ガス発電・給湯暖房システム」を専用住宅または併用住宅に設置し、主として住居部分でガスを使用する場合で、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで計量する場合	A	0.0~25.1 m ³	2,484 円 00 銭	25 円 76 銭	△3 円 8 銭
		B	25.2~45.7 m ³	3,844 円 80 銭	20 円 36 銭	
		C	45.8 m ³ ~	4,787 円 64 銭	18 円 31 銭	

名称	適用条件	基本料金		基準単位料金 (0.1 m ³ あたり)	※参考 3月調整額
		定額基本料金	流量基本料金 (1 m ³ あたり)		
空調夏期契約	空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合	2,160 円 00 銭	572 円 40 銭	21 円 44 銭	適用期間外

※平成 29 年 3 月の単位料金（調整単位料金）は基準単位料金+調整額となります。

詳しくは検針票に記載の金額をご確認下さい。

■ ガス料金について

料金につきましては、これまでの条件と変更ありません。

毎月の調整単位料金については毎月お届けする検針票に記載されている料金表でご確認ください。

- 上記記載の料金単価表の金額は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）翌日から 30 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を反映して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。
(URL : <http://www.murogas.co.jp/>)

■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。



室蘭ガス株式会社

住所 室蘭市日の出町 2 丁目 4 4 番 1 号

電話 4 4 - 3 1 5 6

受付時間 9 時~17 時まで